24	(1)　京都府京都市西京区大原野南春日町1325－３（611.00） (2)　京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579（75.50）	北緯34度57分41秒東経135度38分22秒の地点と北緯34度57分42秒東経135度38分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度57分42秒東経135度38分28秒の地点と北緯34度59分15秒東経135度45分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　大阪府豊能郡能勢町吉野137－９（471.00） (2)　京都府亀岡市東別院町湯谷岳山68（631.00）	北緯34度59分25秒東経135度29分06秒の地点と北緯34度56分12秒東経135度31分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	(1)　京都府京都市西京区大原野外畑93（511.00） (2)　京都府亀岡市東別院町湯谷岳山68（631.00）	北緯34度58分11秒東経135度37分08秒の地点と北緯34度58分00秒東経135度36分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度57分56秒東経135度36分27秒の地点と北緯34度56分11秒東経135度31分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
27	(1)　滋賀県大津市におの浜４－１－51（143.60） (2)　京都府京都市左京区一乗寺三百坊１（833.50）	北緯35度00分09秒東経135度53分09秒の地点と北緯35度03分52秒東経135度50分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	(1)　大阪府高槻市上牧町５－482（44.00） (2)　大阪府高槻市梶原（304.00）	北緯34度51分39秒東経135度39分25秒の地点と北緯34度52分31秒東経135度38分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	(1)　福岡県京都郡苅田町大字長浜町１－１（57.40） (2)　福岡県北九州市小倉南区大字湯川字石切谷135－３（148.50）	北緯33度47分12秒東経130度59分50秒の地点と北緯33度47分55秒東経130度58分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度48分03秒東経130度58分35秒の地点と北緯33度50分57秒東経130度54分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	(1)　福岡県北九州市小倉南区高野６－１－１（55.30） (2)　福岡県北九州市小倉南区大字湯川字石切谷135－３（148.50）	北緯33度49分59秒東経130度51分45秒の地点と北緯33度50分57秒東経130度54分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
31	(1)　福岡県京都郡苅田町大字長浜町１－１（57.40） (2)　福岡県豊前市大字八屋2463－９（47.10）	北緯33度47分12秒東経130度59分50秒の地点と北緯33度45分55秒東経131度00分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度37分51秒東経131度06分51秒の地点と北緯33度37分45秒東経131度06分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	(1)　福岡県豊前市大字八屋2463－９（61.60） (2)　福岡県築上郡築上町大字岩丸字二ツヰ1861－２（378.00）	北緯33度37分24秒東経131度07分11秒の地点と北緯33度36分23秒東経131度03分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
33	(1)　福岡県豊前市大字八屋2463－９（56.60） (2)　大分県速見郡日出町大字豊岡乱越4267－72（620.00）	北緯33度37分24秒東経131度07分11秒の地点と北緯33度34分04秒東経131度12分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第四百六十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十六年郵政省告示第七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十一年郵政省告示第六百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十三年郵政省告示第三百三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十五年郵政省告示第九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和五十二年郵政省告示第三百九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十三年郵政省告示第六十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十五年十二月十七日　　総務大臣　新藤　義孝

一　昭和四十六年郵政省告示第七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

二　昭和五十四年郵政省告示第五百二十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表五の項から七の項までを削る。

三　昭和五十四年郵政省告示第八百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

四　昭和六十年郵政省告示第六百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項から一一の項までを削る。

五　昭和六十三年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項から九の項までを削る。

第二項の表四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表五の項を次のように改める。

五	削除

六　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一九の項及び二〇の項を次のように改める。

一九	削除
二〇	削除